

浜松市雨水浸透ます設置費補助金交付要綱

（目的）

第1条 市長は、佐鳴湖上流域における地下水のかん養を図り、もって佐鳴湖の水質向上に資するため、雨水浸透ますを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及びこの交付要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「雨水浸透ます」とは、屋根に降った雨水を当該建築物の敷地内において地中に浸透させる施設で、別図に定める構造を有するもの及びこれと同等以上の能力を有するものをいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 浜松市雨水浸透ます設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者は、補助対象年度内に補助金交付対象区域（別表1に掲げる補助金交付対象区域から、浜松市雨水浸透施設設置推進要綱第10条に規定する設置禁止区域及び第11条に規定する設置禁止場所を除いた区域をいう。以下同じ。）内にある建築物に雨水浸透ますを設置しようとする者で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 雨水浸透ますを設置しようとする建築物（敷地面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）の所有者又は占有者（雨水浸透ますを設置することについて当該建築物の所有者の同意を得た者に限る。）であること。
- (2) 国、公共団体その他これらに準じるものでないこと。
- (3) 市税を完納している者であること。

（施工方法等）

第4条 補助金の交付対象者は、雨水浸透ますを設置しようとするときは、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 雨水浸透ますの設置に係る施工業者は、浜松市排水設備工事指定工事人としてすること。
- (2) 市長が行う現地調査等に協力すること。
- (3) 雨水浸透ますを設置しようとする敷地内において、浸透効果の高い箇所に設置すること。
- (4) 雨水浸透ますの設置に係る施工方法は、市長が別に定める浜松市雨水浸透施設設置技術指針に適合するものであること。

(補助金の額等)

第 5 条 補助の対象範囲は雨水浸透ますの設置及び既存のますの撤去に要する経費に限るものとする。

2 補助金の額は、別表 2 に掲げる区分により当該区分に対応する一基当たり
の上限額を上限とする。

3 補助の対象となる雨水浸透ますの数の上限は、建築物 1 棟あたりにおける
屋根の水平面の投影面積に応じ、別表 3 に定める数とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、雨
水浸透ますの設置に係る工事の施行前に、雨水浸透ます設置費補助金交付申
請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない
い。

(1) 案内図

(2) 雨水浸透ます配置図(敷地面積、屋根面積の分かる投影図とし、雨樋か
ら雨水浸透ますへの流入管、雨水浸透ますのオーバーフロー管が確認でき
るもの。)

(3) 雨水浸透ます構造図

(4) 雨水浸透ます設置工事に係る見積書又はその写し

(5) 市税納付・納入確認同意書(申請者の市税の納付又は納入の状況につい
ての確認に関する同意書(第 9 号様式)その他市長が必要があると認める
事項を証する書類。)

(6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(補助金の申請者が給
与所得者を雇用する事業者の場合に限る)

(7) 暴力団排除に関する誓約書(第 10 号様式)

(審査及び決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を
審査し、必要があると認める場合は現地調査を行う。

2 市長は、補助金の交付を適当と認めたときは、申請者に交付決定した旨を、
雨水浸透ます設置費補助金交付決定通知書(第 2 号様式)により通知するも
のとする。

3 市長は、補助金の交付が適当でないとしたときは、申請者に不交付決定
した旨を、その理由を付した雨水浸透ます設置費補助金不交付決定通知書(第
3 号様式)により通知するものとする。

(変更等承認申請書等)

第 8 条 前条第 2 項の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付
決定者」という。)は、設置工事の内容を変更しようとするときは、速やか
に雨水浸透ます設置費補助金変更等承認申請書(第 4 号様式)に第 6 条各号

に掲げる書類のうち、変更に係るものを添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 交付決定者は、補助事業を中止するときは、速やかに雨水浸透ます設置費補助金変更等承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、設置工事の内容変更等を承認したときは、雨水浸透ます設置費補助金変更等承認通知書（第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。
- 4 市長は、交付決定者が設置工事を中止するときは、補助事業の一部が完成している場合であっても、補助金を支出しないものとする。

（現地調査）

第9条 市長は必要に応じて、雨水浸透ます設置工事状況を現地調査することができる。

（設置完了報告書の提出）

第10条 交付決定者は設置工事完了後1ヶ月以内又は当該補助金の交付決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに、設置が完了したことを、雨水浸透ます設置完了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 雨水浸透ますの設置工事の写真（設置前、施工中及び完了後のもの）
- (2) 雨水浸透ます設置工事に係る領収書又はその写し

（交付額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その報告の内容が交付の決定の条件に適合すると認めたときは、交付決定者に対し補助金の交付額が確定した旨を雨水浸透ます設置費補助金交付額確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第12条 交付決定者は、補助金の交付決定額の確定後、市長に雨水浸透ます設置費補助金交付請求書（第8号様式）により請求しなければならない。
- 2 市長は、請求に基づき交付決定者に補助金を交付するものとする。

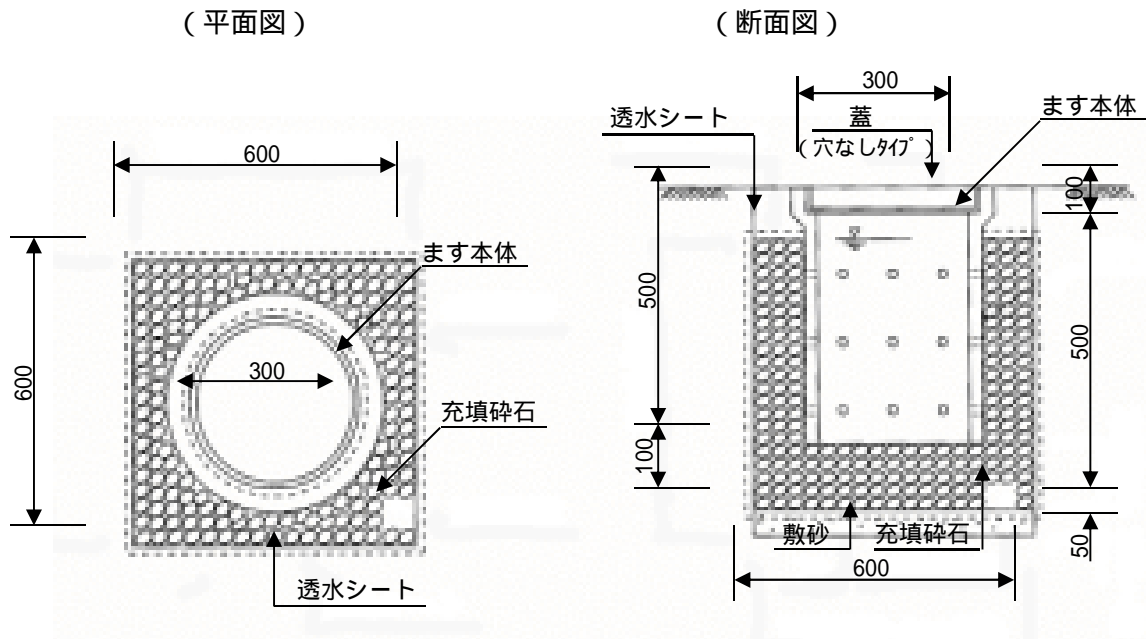
（指導及び助言）

第13条 市長は、申請者に対し、雨水浸透ますの設置について必要な技術上の指導及び助言を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成31年度までの補助金に適用する。

別 図



(単位：mm)

別 表 1

補助金交付対象区域	
地区	町名
入野地区	大平台一丁目 大平台二丁目
佐鳴台地区	佐鳴台五丁目
富塚地区	富塚町
萩丘地区	幸一丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 泉町 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 和合町 和合北一丁目 和合北二丁目 和合北三丁目 和合北四丁目
三方原地区	初生町 三方原町 東三方町 豊岡町 大原町 三幸町

別 表 2

区分	1基当たりの上限額
建物の新築又は雨水排水工事が伴う改築（建築確認申請中のものを含む）の際に雨水浸透ますを設置する場合	設置に要する費用又は2万円 のいずれか低い額
既存の建物において、既設の雨水ますから雨水浸透ますに 付け替える場合、又は、新たに雨水浸透ますを設置する場合	設置に要する費用又は6万円 のいずれか低い額

別 表 3

1棟当たりの建築物の屋根面積（水平面への投影面積）	雨水浸透ますの数の上限
150平方メートル未満	2基
150平方メートル以上	4基

第 1 号様式 (第 6 条関係)

平成 年 月 日

(あて先)
浜松市長

(〒郵便番号)

住 所

(刀カカ)

申請者 氏 名 印
電 話

雨水浸透ます設置費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、浜松市雨水浸透ます設置費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

設 置 場 所	浜松市		
建 築 物 の 種 類			
敷 地 面 積	平方メートル		
屋 根 面 積	平方メートル		
補 助 申 請 基 数	基		
補 助 の 区 分	建物の新築又は改築 ・ 既存建築物		
交 付 申 請 額	円		
着 手 予 定 年 月 日	平成	年	月 日
完 了 予 定 年 月 日	平成	年	月 日
施 工 業 者	業 者 名		
	担 当 者		
	電 話 番 号		

建物の新築及び改築は建築確認申請中のものを含む。

同一敷地内に設置申請する建築物が複数ある場合はそれぞれの屋根面積を記載すること

添付書類

- 1 案内図
- 2 雨水浸透ます配置図 (敷地面積、屋根面積の分かる投影図とし、雨樋から雨水浸透ますへの流入管、雨水浸透ますのオーバーフロー管が確認できるもの)
- 3 雨水浸透ます構造図
- 4 雨水浸透ます設置工事に係る見積書又はその写し
- 5 申請者の市税納入・納付確認同意書 (ただし、建物を新築する場合で市外から転入する場合は免除)
- 6 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し (補助金の申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合に限る)
- 7 暴力団排除に関する誓約書

住 所
氏 名

様

浜松市長

印

雨水浸透ます設置費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました浜松市雨水浸透ます設置費補助金交付事業については、次のとおり交付決定しましたので通知します。

記

- 1 交 付 決 定 額 金 _____ 円
2 交 付 の 条 件 補助金の交付は次の事項を遵守することを条件とします。

- 1) この補助金は、雨水浸透ます設置費の補助目的以外に使用しないこと。
- 2) この補助金事業の内容を変更、又は中止しようとするときは、速やかに「雨水浸透ます設置費補助金変更等承認申請書」(第 4 号様式) を提出すること。
- 3) 補助の目的に反した場合は、決定の取り消し及び補助金の一部又は全部の返還を求めることがあること。
- 4) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 5) 浜松市補助金交付規則 (昭和 55 年浜松市規則第 17 号。以下「規則」という。) 第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 6) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

お問合せ

第3号様式（第7条関係）

浜松市指令環保第 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 様

浜松市長 印

雨水浸透ます設置費補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました浜松市雨水浸透ます設置費補助金交付事業については、下記の理由により不交付としましたので通知します。

記

（理由）

お問合せ

第4号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

（あて先）
浜松市長

申請者 住所
氏名
電話 印

雨水浸透ます設置費補助金変更等承認申請書

平成 年 月 日付け浜松市指令環保第 号で交付決定の通知のあった浜松市雨水浸透ます設置費補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

1 補助金交付申請内容の変更

	変更事項
変更前	
変更後	

2 補助事業の中止
（理由）

添付書類（変更しないものは除く）

- 1 案内図
- 2 雨水浸透ます配置図（敷地面積、屋根面積の分かる投影図とすること）
- 3 雨水浸透ます構造図
- 4 雨水浸透ます設置工事に係る見積書又はその写し

第5号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

住 所
氏 名 様

浜松市長 印

雨水浸透ます設置費補助金変更等承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった雨水浸透ます設置費補助金変更等
について、申請内容を下記のとおり承認します。

記

1 補助金交付申請内容の変更

	変 更 事 項
変 更 前	
変 更 後	

2 補助事業の中止
(理 由)

第6号様式（第10条関係）

平成 年 月 日

（あて先）
浜松市長

申請者 住所
氏名
電話 印

雨水浸透ます設置完了報告書

平成 年 月 日付け浜松市指令環保第 号により補助金交付の決定を受けた雨水浸透ますの設置が完了したので報告します。

記

設置場所	浜松市
着手年月日	平成 年 月 日
完了年月日	平成 年 月 日

添付書類

- 1 雨水浸透ますの設置工事の写真（設置前、施工中及び完了後のもの）
- 2 雨水浸透ます設置工事に係る領収書又はその写し

第7号様式(第11条関係)

浜環保第 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 様

浜松市長 印

雨水浸透ます設置費補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付けで設置報告のあった雨水浸透ます設置費補助金
については、審査の結果、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付金額 金 _____ 円

第 8 号様式（第 12 条関係）

平成 年 月 日

（あて先）
浜松市長

申請者 住 所
氏 名
電 話 印

雨水浸透ます設置費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け浜環保第 号で交付額確定の通知の
あった雨水浸透ます設置費補助金を、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額 金 円

振込先金融機関名	支店名等	預金種別	口座番号
銀 行	本 店	普通預金	第 号
信用金庫	支 店		
農業協同組合	出張所	当座預金	
フリガナ 口座名義			

申請者印については、交付申請書に押印したものと同一の印とする。

振込先金融機関は郵便局以外とする。

第9号様式（第6条関係）

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) 環境保全課

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

_____ 印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市雨水浸透ます設置費補助金交付要綱第6条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市雨水浸透ます設置費補助金

第10号様式（第6条関係）

暴力団排除に関する誓約書

浜松市雨水浸透ます設置費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印